

# 青森県報

第四千四百三十三号

平成三十年  
一月二十四日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(健康福祉政策課) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……二
- 海岸保全区域の指定の全部改正……………(河川砂防課) ……二

### 出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(東青地域県民局) ……五
- 土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(中南地域県民局) ……五
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域県民局) ……五

## 告 示

### 青森県告示第五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成三十年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在 地	休止年月日
サン調剤薬局三沢店	三沢市大字三沢字堀口二三九の三	平成二九・二・二五

### 青森県告示第五十八号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇〇三九	〇二五〇〇〇三	社会福祉法人八陽会	八戸市大字黒坂三	特別養護老人ホーム修光園	八戸市大字黒坂三	平成二九・一・三	介護老人福祉施設
〇二五〇〇〇三九	〇二五〇〇〇三	社会福祉法人八陽会	八戸市大字黒坂三	特別養護老人ホーム修光園	八戸市大字黒坂三	〃	地域密着型介護老人福祉施設

### 青森県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十七条の規定により、次の指定障害者支援施設がその指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により公示する。

平成三十年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	公立からまつ寮
設 置 の 場 所	上北郡七戸町字作田道五二の二
指 定 辞 退 年 月 日	平成 三〇・三・三

青森県告示第六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成三十年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者	名 称	主たる事務所の所在地	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類	障 害 児 通 所 支 援 事 業 を 行 う 事 業 所	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人 ら・ぼると	弘前市大字浜の 町北二丁目五の 三	児童発達 支援	こどもサ ポートキ ャネ	弘前市大字浜の 町北二丁目五の 三	平成 三〇・二・一

青森県告示第六十一号

平成十二年三月十七日青森県告示第二百十六号（海岸保全区域の指定）の全部を次のように改正する。

平成三十年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

沿岸名	海岸名	地区	地区先	区 域

下北・  
八戸  
三沢

三川目

次の1点から4点までを順次結んだ直線及び4点と1点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、保安林を除く。

- 1点 上北郡おいらせ町と三沢市との境界に設置された標柱
- 2点 1点から右回り七七度三〇分三四八メートルの地点
- 3点 2点から右回り八八度〇〇分四六四メートルの地点
- 4点 3点から右回り八九度三一分三五六メートルの地点

塩釜  
四川目

次の5点から88点までを順次結んだ直線及び88点と5点を結んだ直線により囲まれた区域。ただし、保安林を除く。

- 5点 上北郡おいらせ町と三沢市の境界に設置された標柱から右回り三四六度二分二、二三六メートルの地点
- 6点 5点から右回り七五度〇〇分一四二メートルの地点
- 7点 6点から右回り九一度一九分一、六〇四メートルの地点
- 8点 7点から右回り二七〇度〇〇分一三四メートルの地点
- 9点 8点から右回り九〇度〇〇分八〇メートルの地点
- 10点 9点から右回り九〇度〇〇分一三四メートルの地点
- 11点 10点から右回り二七四度〇〇分七七四メートルの地点
- 12点 11点から右回り二六七度〇〇分一四五メートルの地点

- 13点 12点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 14点 13点から右回り九〇度〇〇分一四  
五メートルの地点
- 15点 14点から右回り二七三度〇〇分九  
一九メートルの地点
- 16点 15点から右回り二六七度〇〇分一  
四〇メートルの地点
- 17点 16点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 18点 17点から右回り九〇度〇〇分一四  
〇メートルの地点
- 19点 18点から右回り二七三度三〇分九  
二〇メートルの地点
- 20点 19点から右回り二六七度〇〇分一  
六四メートルの地点
- 21点 20点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 22点 21点から右回り九〇度〇〇分一六  
四メートルの地点
- 23点 22点から右回り二七一度〇〇分九  
一九メートルの地点
- 24点 23点から右回り二六八度〇〇分一  
八四メートルの地点
- 25点 24点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 26点 25点から右回り九〇度〇〇分一八  
四メートルの地点
- 27点 26点から右回り二七三度三〇分九  
二七メートルの地点
- 28点 27点から右回り二六九度〇〇分一

- 29点 28点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 30点 29点から右回り九〇度〇〇分一八  
三メートルの地点
- 31点 30点から右回り二七二度〇〇分九  
二三メートルの地点
- 32点 31点から右回り二六七度〇〇分一  
八五メートルの地点
- 33点 32点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 34点 33点から右回り九〇度〇〇分一八  
五メートルの地点
- 35点 34点から右回り二七二度三〇分九  
二一メートルの地点
- 36点 35点から右回り二六六度三〇分一  
九〇メートルの地点
- 37点 36点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 38点 37点から右回り九〇度〇〇分一九  
〇メートルの地点
- 39点 38点から右回り二七二度三〇分九  
一九メートルの地点
- 40点 39点から右回り二六七度〇〇分一  
九〇メートルの地点
- 41点 40点から右回り九〇度〇〇分八〇  
メートルの地点
- 42点 41点から右回り九〇度〇〇分一九  
〇メートルの地点
- 43点 42点から右回り二七三度三〇分九  
二四メートルの地点

44点 43点から右回り二六七度〇〇分一

九メートルの地点

45点 44点から右回り九〇度〇〇分八〇

メートルの地点

46点 45点から右回り九〇度〇〇分一九

二メートルの地点

47点 46点から右回り二七三度三〇分九

一五メートルの地点

48点 47点から右回り二六八度〇〇分二

〇〇メートルの地点

49点 48点から右回り九〇度〇〇分八〇

メートルの地点

50点 49点から右回り九〇度〇〇分二〇

〇メートルの地点

51点 50点から右回り二七三度〇〇分九

三四メートルの地点

52点 51点から右回り二六六度〇〇分二

〇三メートルの地点

53点 52点から右回り九〇度〇〇分八〇

メートルの地点

54点 53点から右回り九〇度〇〇分二〇

三メートルの地点

55点 54点から右回り二七五度三〇分九

一七メートルの地点

56点 55点から右回り二六八度〇〇分二

〇四メートルの地点

57点 56点から右回り八九度五一分八〇

メートルの地点

58点 57点から右回り九〇度〇九分二〇

四メートルの地点

59点 58点から右回り二七〇度三〇分九

三一メートルの地点

60点 59点から右回り二七〇度一七分一

〇〇メートルの地点

61点 60点から右回り九〇度〇〇分八〇

メートルの地点

62点 61点から右回り九〇度〇〇分二二

八メートルの地点

63点 62点から右回り九〇度〇〇分三〇

二メートルの地点

64点 63点から右回り一七九度三七分

二、五〇六メートルの地点

65点 64点から右回り一七九度一七分

一、〇一二メートルの地点

66点 65点から右回り一七九度三九分

二、一七七メートルの地点

67点 66点から右回り一七九度二〇分

一、一七七メートルの地点

68点 67点から右回り一八〇度四〇分四

三二メートルの地点

69点 68点から右回り一七八度四一分四

六七メートルの地点

70点 69点から右回り一八一度三九分八

二四メートルの地点

71点 70点から右回り一七八度五九分四

一〇メートルの地点

72点 71点から右回り一七九度三八分六

〇二メートルの地点

73点 72点から右回り一八〇度二六分七

六〇メートルの地点

74点 73点から右回り九二度〇〇分四二

メートルの地点

出  
先  
機  
関

75点	74点から右回り二六九度二四分三
	九四メートルの地点
76点	75点から右回り二六五度〇〇分二
	七メートルの地点
77点	76点から右回り九一度五一分三六
	メートルの地点
78点	77点から右回り九〇度〇〇分二五
	メートルの地点
79点	78点から右回り二七〇度三〇分一
	一七メートルの地点
80点	79点から右回り一八四度五三分一
	四四メートルの地点
81点	80点から右回り一八一度二三分二
	〇六メートルの地点
82点	81点から右回り一七六度三二分五
	一四メートルの地点
83点	82点から右回り一七八度一分五
	〇五メートルの地点
84点	83点から右回り一八一度〇〇分三
	五〇メートルの地点
85点	84点から右回り一七〇度〇〇分一
	四二メートルの地点
86点	85点から右回り一九〇度一八分四
	三三メートルの地点
87点	86点から右回り一七九度四六分二
	四六メートルの地点
88点	87点から右回り一七六度五五分二
	一〇メートルの地点

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年一月二十四日

東青地域県民局長 石川 浩 明

役員別の 区別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	工藤 文治	青森市大字六枚橋字磯打三二の六	平成二九・六・二七

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、青女子堰土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月二十四日

中南地域県民局長 柏 木 司

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成三十年一月二十五日から同年二月二十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良区の役員退任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年一月二十四日

西北地域県民局長 山 本 馨

役員別の区	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	神 宣雄	西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字七尾二七	平成 二九・二・二六就任
〃	木村 辰男	〃 大字建石町字餅ノ沢八	〃
〃	神 正人	〃 大字北浮田町字外馬屋	〃
〃	茶谷 貞悦	〃 大字南浮田町字早田一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	長谷川健治	〃 大字北浮田町字今須一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	今 隆光	〃 字新沢四	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	神 浩二	〃 大字建石町字雲雀野一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	茶谷 秀光	〃 大字南浮田町字早田一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	四三の一	〃 大字湯舟町字七尾四〇	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	諏訪 松雄	〃 大字建石町字島田一一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	齋藤 豊	〃 大字北浮田町字今須一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	五四の九三	〃 大字南浮田町字米山八	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	三四の三	〃 〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	神 義秋	〃 字米山二	二九・二・二五退任
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	木村 辰男	〃 大字建石町字餅ノ沢八	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃
〃	七の二	〃 大字湯舟町字七尾二七	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃

〃	神 正人	〃 一七の六	〃	大字北浮田町字外馬屋	〃
〃	茶谷 貞悦	〃 〃	〃	大字南浮田町字早田一	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	長谷川健治	〃 五四の四	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	今 隆光	〃 一の三	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	神 浩二	〃 四六の二	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	神 正一	〃 一の	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	諏訪 松雄	〃 三の二	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	齋藤 豊	〃 五四の九三	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃
〃	須藤 十六	〃 三の三	〃	〃	〃
〃	〃 〃	〃 〃	〃	〃	〃

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭